

## 平成 2 1 年度実施方針

研究開発推進部

## 1. 件 名

## (1) 制度・施策名称

産業技術人材育成

## (2) 事業名称

産業技術フェローシップ事業（産学連携人材の育成）

## 2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 1 4 年法律第 1 4 5 号）  
第 1 5 条第 1 項第 7 号

## 3. 背景及び目的

先端技術をめぐる国際的な研究開発競争は、さらにスピードアップするとともに、激化の一途をたどっている。このような状況下で、我が国の産業競争力を確保し、さらに強化していくためには、研究開発を従来以上に戦略的に展開し、新たなイノベーションを創出していくことが必要不可欠である。

本制度は、技術シーズを迅速に実用化・事業化につなげていくことのできる優れた資質を有する技術者・研究者の養成及び資質の向上を図ることを目的とする「産業技術人材養成」の一環として実施する。

近年、我が国全体の政策の視点がハード面でのインフラ整備など「モノ」を優先する考え方から、「人」に着目して投資する考え方に重点を移しつつある（「モノから人へ」）中で、科学技術の成果を知的財産として戦略的に取得・活用できる人材や、技術と経営の双方を理解し研究開発を効果的に市場価値に結実させる人材など、我が国のイノベーション創出を支える人材が質・量ともに求められており、これらの分野での活躍を目指す若手の技術者・研究者を発掘し、国際競争力において低迷しているマネジメント分野（事業化の普及度、起業家精神の普及度）の人材を産業社会ニーズに即応して育成することが必要である。

このため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「N E D O 技術開発機構」という。）は、我が国の産業競争力の強化を図るための研究開発及び技術成果を事業に結びつけ経済的付加価値に転換できる人材等の育成及び資質の向上についても有機的に支援していく必要がある。

本事業では、産業技術に係る知見を有する技術者・研究者自らが専門分野や組織を越えて積極的に、産学連携機関等の現場において、産学連携業務に従事する機会を提供することにより、知識融合等によるイノベーションを促進し、様々な産業技術課題に対して幅広い視野と経験を有し、技術シーズを迅速に実用化・事業化につなげていく、優れた資質を

有する人材の育成を図ることを目的として実施する。

#### 4. 事業内容

##### 4. 1 事業概要

NEDO技術開発機構は、産業技術に対して幅広い視野と経験を有し、技術シーズを迅速に実用化・事業化につなげていくことのできる優れた若手人材を養成する事業（以下「養成事業」という。）の公募により採用した技術者・研究者（以下「NEDOフェロー」という。）をNEDO技術開発機構が雇用したうえで、それぞれの産学連携機関等（以下「受入機関」という。）に派遣する。派遣先の受入機関においては、養成カリキュラムの履行等を通じ、産学連携を担う人材として必要な能力（①研究成果の発掘からマーケティング、ライセンスまでを一貫して行うことができる能力、②科学技術の成果を知的財産として戦略的に取得・管理・活用できる能力、③技術と経営の双方を理解し研究開発を効果的に市場価値に結実できる能力）を養成し、「即戦力」人材となるための資質の向上を図る。

##### 4. 2 事業方針

<就業、給与条件>

###### (1) 養成事業実施期間

養成事業の実施期間は、3年を限度とする。

なお、雇用契約は単年度とし、2年目以降は、継続審査によって決定する。

###### (2) 就業、給与条件

1) 身分は、NEDO技術開発機構が直接雇用する「産業技術養成技術者」とする。

2) 就業条件は、原則としてNEDO技術開発機構における「産業技術養成技術者就業規則」によるものとする。

3) NEDOフェローに支給する給与は、月額で以下のとおりとする。（基本給、諸手当、諸税金、社会保険及び労働保険の個人負担分等を全て含む。）

①博士号取得者 40万円/月

②修士課程修了者等 35万円/月

###### (3) 養成技術者予定数

継続予定：16名

###### (4) 本年度事業規模等

117百万円（需給（省エネ））

事業規模については、変動があり得る。

##### 4. 3 これまでの事業実施状況

###### (1) 実績額推移（百万円）

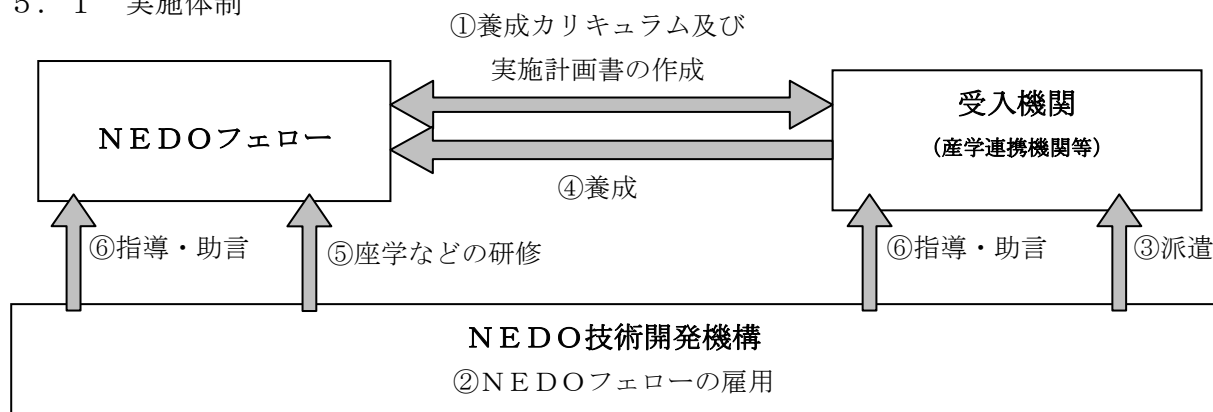
	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)
需給（省エネ）	628	577	389

(2) 採択件数及び継続件数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
採択件数	76	10	10
継続件数	37	97	62

5. 事業の実施方式

5. 1 実施体制



- ① NEDOフェローは、受入機関と協議のうえ、作成した「養成カリキュラム」に基づき「実施計画書」を作成する。
- ② NEDO技術開発機構は、NEDOフェローと雇用契約を締結する。
- ③ NEDO技術開発機構は、受入機関と受入契約を締結し、NEDOフェローを派遣する。
- ④ 受入機関は、養成カリキュラムに基づきNEDOフェローを養成し、NEDOフェローは自らの資質の向上を図る。
- ⑤ NEDO技術開発機構は、NEDOフェローに対してMOT、知的財産マネジメント等に関する研修を実施する。
- ⑥ NEDO技術開発機構は、受入機関及びNEDOフェローに対して必要に応じ指導・助言を行う。

6. その他重要事項

6. 1 採択

平成21年度においては、新規採択は行わず、継続予定者の養成のみ実施することとする。

6. 2 雇用契約及び受入契約の締結

- ① NEDOフェローは、NEDO技術開発機構と雇用及び出向契約を締結し、受入機関に派遣する。
- ② 受入機関は、NEDOフェローを受け入れるにあたり、NEDO技術開発機構と受入契約を締結する。

6. 3 評価

NEDO技術開発機構は、我が国の政策的・技術的な観点、事業の意義、成果及び普及

効果等の観点から、ユーザーアンケート等を活用した事業評価を平成22年4月に実施する。また、本事業を終了したNEDOフェローの追跡調査及び受入機関に対する調査を実施し、事業目的に即した成果が得られているか検証を行い、その検証結果を公表するとともに、今後本事業を効果的に推進していくための課題を抽出する。

#### 6. 4 事業の効果を高めるための諸施策

以下の施策を実施することを通じて、NEDOフェローの資質を向上させるとともに、NEDOフェローとしての自覚及び存在感を高めることとする。

- (1) NEDOフェローが習得すべきベーシックな知識については、NEDO技術開発機構がMOTプログラムや知的財産マネジメントプログラム等を提供することにより、NEDOフェロー全体のスキルアップを図る。
- (2) NEDOフェロー及び受入機関に対する訪問及び評価・面談を実施し、事業の実施に関して指導を行う必要があると認められる場合、指導担当者等への積極的な働きかけを行う。
- (3) 受入機関との連絡体制、協力体制の強化を図る。
- (4) NEDOフェローに対しての有益な情報の発信を行う。
- (5) 共通する課題の解決及び情報交換を推進するため、NEDOフェロー同士のネットワーク形成を図る。

#### 7. 実施方針の改訂履歴

- (1) 平成21年3月 制定